

# 輸出事後審査事務取扱要領

輸出注意事項 62 第 12 号 (62.11.10 実施)  
最終改正 令和 6 年 6 月 26 日 20240621 貿局第 1 号  
輸出注意事項 2024 第 10 号 (R6.6.26 実施)

輸出貿易管理令に基づく輸出の事後審査事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、下記により取り扱うものとし、昭和 62 年 11 月 10 日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和 45 年 6 月 10 日付け 45 貿局第 267 号）については、廃止する。

## 記

### 1 事後審査の趣旨

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）第 7 条の規定に基づき当該貨物の輸出が法令の規定に従っているか否かを審査するものとする。

### 2 事後審査の対象書類

事後審査は、次の書類により行うものとする。

- (1) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づく輸出許可証又はその写し
- (2) 輸出令第 2 条第 1 項の規定に基づく輸出承認証又はその写し
- (3) 輸出貿易管理規則（以下「輸出規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく質問書に対する回答文書
- (4) 輸出令第 11 条の規定に基づき徴収した報告書
- (5) 「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成 14 年 11 月 5 日付け平成 14・10・28 貿局第 4 号、輸出注意事項 14 第 44 号・輸入注意事項 14 第 45 号）に定める「外為法に基づく許可・承認等情報」又はその写し
- (6) その他当該輸出に係る関係書類

### 3 審査基準

事後審査は、2 に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。

- (1) 輸出令別表第 1 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出については、外為法第 48 条第 1 項の規定に基づく許可を受け、かつ、許可を受けたところから従って行われているか。  
ただし、輸出令第 4 条第 1 項の規定に該当するときは、この限りでない。
- (2) 外為法第 67 条第 1 項の規定に基づき輸出の許可又は承認に際して条件を付した場合は、当該条件が履行されているか。
- (3) 輸出令別表第 2 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、輸出令別表第 2 の 3（第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、別表第 2 の 3（第三号を除く。）に掲げる

貨物の別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。

ただし、輸出令第4条第2項から第4項までの規定に該当するときは、この限りではない。

- (4) 輸出令第2条第1項第二号の規定に基づく承認を受けているときは、当該承認を受けたところに従って貨物の輸入が行われているか否か。
- (5) その他輸出関係法令の違反がないか。